

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所企画運営
委員会規程

〔平成9年4月1日
制定〕

改正 平成12年5月17日 平成13年4月1日
平成14年5月16日 平成16年10月14日規則第210号
平成17年5月12日規則第25号 平成18年11月9日規則第62号
平成27年3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第7号
令和5年1月19日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第4号
令和7年3月13日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）規程第7条第2項の規定に基づき、企画運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 情報資源利用研究センター長
- (4) 研究戦略策定委員会委員長
- (5) 研究所教授会において選出された者3名
- (6) その他所長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第5号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第5号に掲げる委員は、引き続き4年を超えて在任することはできない。欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項の企画・立案を行う。

- (1) 将来計画に関する基本的事項
- (2) 予算概算に関する事項
- (3) 専任教員及びその他の職員の人事の方針に関する事項
- (4) その他所長が必要と認める事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、第2条第2号に掲げる委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。